

新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構

- 事務局長 1人
 - 次長 (1)
 - 総務課 2 (3)
 - 用地課 (10)
 - 事業課 (4)

臨時・非常勤職員含む。()兼任
(31.4.1現在)

資産・負債及び資本 (31.3.31現在)

| | | |
|---------|------------|----------------|
| 固定資産 | 出資金 (新居浜市) | 10,000,000円 |
| 流動資産 | 代行用地 | 1,250,211,114円 |
| | 現金及び預金 | 49,716,506円 |
| 資産合計 | | 1,309,927,620円 |
| 負債 | 借入金 | 1,156,964,067円 |
| | 未払金 | 93,247,047円 |
| 資本 | 資本金 | 10,000,000円 |
| | 準備金 | 49,716,506円 |
| 負債・資本合計 | | 1,309,927,620円 |

新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に応じてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年5月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。

事務所 繁本町3番5号
☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日